

# 青森県報

第百九十四号

令和二年  
八月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退…………… (健康福祉課) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録…………… (高年齢福祉保険課) …… 二
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会計管理課) …… 二
- 学習用ICT端末の購入に係る一般競争入札…………… (会計管理課) …… 二
- 青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則…………… (新産業都市建設事業団) …… 四
- 青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六
- 青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六
- 青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六

## 告 示

青森県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みどりが丘整形外科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の五	令和二年八月十一日

青森県告示第六百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十一条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和二年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
みどりが丘整形外科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の五	令和二年八月十一日



事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年九月一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島二丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島二丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和二年九月二十三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島二丁目の一

青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 契約の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Computer for Learning:

Quantity 3, 420

2 Time limit for tender:

23 September, 2020

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県事業団規則第八

号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(入札者の心得書に係る適用除外)

第三十四条の二 前条の規定による別記第一の入札者心得書第四条第七項の規定は、災害その他の理由により同項の規定を適用することが適当でないと理事長が認める入札については、適用しない。

2 前項の入札に対するこの規則の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この規則の規定の適用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第四十六条第十五号を次のように改める。

十五 契約不適合責任

第四十八条第一項第一号イ中「契約の相手方(以下「契約者」という。)の責めに帰する理由により」を「契約の相手方(以下「契約者」という。)が」に改め、同号ロ中「契約者の責めに帰する理由により」を「契約者が」に改め、同項第三号中「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。

第五十八条の三中「ならない。」の次に「ただし、特段の事情がある場合は甲乙協議の上、契約内容を改めることができる。」を加える。

第九号様式の注の5中「時効中断」を「時効更新」に、第十一号様式中「時効中断年月日」を「時効更新年月日」に、「時効中断理由」を「時効更新理由」に改める。

別表第一中第七節を削り、第八節を第七節とし、第九節から第二十八節までを一節ずつ繰り上げる。

「別記第二その1(官公署と契約する場合)」中「土地売買仮契約書」を削除し、「別紙 土地売買契約書」や「土地売買契約書」に改め、同契約書第三条第二項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、同第五条中「前条第2項」を「前条第1項」に、「引渡しが完了」を「売買代金を完納」に改める。

同契約書第六条及び同第七条を次のように改め、同契約書の注の1から3を削除する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、乙が、売買物件の種類又は品質に関し、この契約の内容に適合していない事由があることを発見し、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、契約不適合を担保する責任を負うものとする。ただし、不適合が乙の責めに帰る。



青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第九号）の一部を次のように改正する。

「別表勘定科目表」の「港湾整備事業（埋立）」、「港湾整備事業（施設）」及び「宅地（田地）造成事業」の「費用」の表中「賃金」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第三号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月十二日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第四号

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	---	-----------------------------